

日行連発第 196 号  
平成 29 年 5 月 26 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

第 67 回 “社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

平素より当会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日行連では、法務省が主唱する “社会を明るくする運動” 中央推進委員会の趣旨に賛同し参画しております。

このたび、同委員会より「第 67 回 “社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の推進について、別添のとおり協力依頼があり、本運動周知のための啓発ポスター配付に係る協力要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会におかれましては、本運動の趣旨をご理解いただき、ポスターの掲示等にご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、当該ポスター（B2 版・B3 版 各 1 部）につきましては、追って法務省担当課から各単位会へ直送されますので、ご承知おきくださいますようお願ひいたします。

#### 【別添資料】

- ・「第 67 回 “社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）」（法務省秘庁第 35 号・H29.3.10）
- ・「第 67 回 “社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）」（H29.5.12）

#### <参考>

“社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省 HP）

[http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)

以上



法務省秘庁第35号

平成29年3月10日

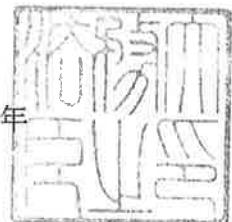
第67回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員殿

第67回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員長

法務大臣 金田勝



第67回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本運動については、政府における安全・安心な国づくりに向けた取組の一つとして、別紙の内閣総理大臣メッセージの発出など、政府一丸となって進めているところであり、第67回となる本年も、別添実施要綱に基づき、より一層強力に本運動を推進することとしておりますが、本運動が真に成果を挙げるためには、地域社会における国民一人一人の理解と協力が必要です。

つきましては、貴府省庁若しくは貴所所管又は貴団体傘下の地方公共団体若しくは地方関係団体に対し、内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき、強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央推進委員会事務局又は地方推進委員会事務局から別途依頼をさせていただく諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**第67回 “社会を明るくする運動”**  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
**実施要綱**

中央推進委員会

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

**1 強調月間**

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

**2 行動目標・重点事項**

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため

- ① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。

を重点事項とする。

**3 組織**

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県及び市区町村等を単位とする推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添の機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

- ① 運動名称の周知を図ること。
- ② 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。
- ③ 犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」の周知を図ること。

- ④ この運動の全国的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること。
  - ⑤ この運動に参加する機関・団体に対し、都道府県及び市区町村等を単位として、都道府県推進委員会及び地区推進委員会を組織するよう要請すること。
  - ⑥ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。
  - ⑦ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。
- (2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会
- ① 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。
  - ② 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、中央推進委員会と連携し、行動目標の達成又は重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪や非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力をを行う。

#### 4 再犯防止啓発月間の趣旨の考慮

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨を踏まえた活動の実施について考慮すること。

## 中央推進委員会の取組

- シンポジウムなどの広報啓発活動
- 福祉関係従事者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座」
- 「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」
- 全国刑務所作業製品展示即売会（第59回全国矯正展）
- この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進
- ポスター、パンフレット、幸福の黄色い羽根等効果的な広報を行うための媒体の配布の支援
- その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

## 中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 文部科学省  
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省 防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[土業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会  
[警察]

(公財) 全国防犯協会連合会 (一財) 全日本交通安全協会 (公社) 全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社) 全国銀行協会 (一社) 全国信用金庫協会 (一社) 全国地方銀行協会

(一社) 第二地方銀行協会 金融広報中央委員会

[経済・産業]

(一社) 日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟  
全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 日本百貨店協会 (一社) 日本民営鉄道協会  
(公社) 日本バス協会 (公社) 全日本トラック協会 (一社) 日本自動車整備振興会連合会 (一社) 全国L.P.  
ガス協会 (一社) 全国建設業協会 (公社) 日本中国料理協会 全国興行生活衛生同業組合連合会  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 (一社) 全日本アミューズメント施設営業者協会連合会 (一社) 建  
設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福) 全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福) 中央共同募金会  
(福) テレビ朝日福祉文化事業団 (福) NHK厚生文化事業団 (公社) 日本社会福祉士会  
(公社) 日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財) 児童健全育成推進財団  
(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社) 日本臨床心理士会  
(一社) 全国地域生活定着支援センター協議会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社) 日本P.T.A.全国協議会  
(一社) 全国高等学校P.T.A.連合会 (公社) 全国公民館連合会 法科大学院協会  
(一社) 日本社会福祉教育学校連盟 (一社) 日本社会福祉士養成校協会  
(一社) 日本精神保健福祉士養成校協会

[文化・芸術]

(公社) 日本将棋連盟 (公財) 日本棋院 (公財) 日本美術院  
(公財) 文化財保護・芸術研究助成財団 (一社) 落語協会 (公社) 日本作曲家協会

[報道関係]

(一社) 日本新聞協会 日本放送協会 (一社) 日本民間放送連盟 (公社) A.C.ジャパン

[スポーツ・体育]

(公財) 日本体育協会 (一社) 日本野球機構 (公社) 日本プロサッカーリーグ (一財) 全日本剣道連盟 (一財) 全  
日本剣道道場連盟 (公財) 全日本柔道連盟 (一財) 日本フットサル連盟 (公財) J.K.A. (一財) 日本ボクシ  
ングコミッショナ (公社) 日本アメリカンフットボール協会 (一社) 日本女子プロゴルフ協会

[青年運動・女性運動]

全国地域婦人団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社) 日本勤労青少年団体協議会  
(公社) 全国子ども会連合会 (公財) ボーイスカウト日本連盟 (公社) ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財) 日本宗教連盟 (公財) 交通道徳協会 (一財) 平和協会 (公財) あしたの日本を創る協会 日本赤十字  
社 (公財) 日本財團 (公財) 日立財團

[法務省関係]

(公財) 矯正協会 (公財) 全国教諭連盟 (公財) 全国篤志面接委員連盟 (更) 日本更生保護協会 (更) 全国保  
護司連盟 (更) 全国更生保護法人連盟 日本更生保護女性連盟 (特) 日本B.B.S.連盟  
(更) 立川更生保護財団 (特) 全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置き、事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とする。

<略号> (公社) : 公益社団法人, (一社) : 一般社団法人, (公財) : 公益財団法人, (一財) : 一般財団法人  
(福) : 社会福祉法人, (更) : 更生保護法人, (特) : 特定非営利活動法人

## 第67回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「しあわせ幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成29年2月17日

内閣総理大臣

安倍晋三

平成29年5月12日

日本行政書士会連合会  
会長 遠田和夫 殿

第67回“社会を明るくする運動”  
中央推進委員会事務局  
法務省保護局長 畠本直美

第67回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）  
“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

既に、本運動中央推進委員会委員長である法務大臣から本運動への協力について別添のとおり御依頼申し上げたところですが、本年も7月の強調月間を見据え、現在、事務局において、具体的な広報活動の展開と諸行事の実施に向けて準備を進めているところです。

つきましては、強調月間を中心とした、広報ポスターの掲出及びCM動画の放映並びに中央推進委員会事務局又は地方推進委員会事務局において実施する諸行事等への積極的な御参加、御協力につき、格段の御配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。